

3議題(3) 地域公共交通確保維持改善事業(地域内フィーダー系統)に関する事業評価について

■事業評価とは

地域公共交通確保維持改善事業を活用した事業について、次年度ないし将来の事業をより効果的・効率的に実施するために**事業の実施状況等を振り返り評価するもの**

■評価事業について

1. 地域公共交通確保維持改善事業

【補助対象事業名】

令和7年度 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助事業

【補助対象事業者】

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会

【事業内容】

大野地区の交通不便地区における路線定期運行型の超小型乗合バス（まめバス）による地域内フィーダー運行
対象区間：岩下洞穴・瀬戸越団地線

2. 事業評価について

【評価者】

一次評価：地域公共交通活性化協議会が行う

二次評価：地方運輸局による第三者委員会が実施

【提出資料】

別紙「別添1」及び「別添1-2」のとおり

- 当該補助事業に係る事業評価の内容については、活性化協議会の分科会である「佐世保市地域公共交通会議」にて審議を行い、協議会規約第11条に基づき、分科会での議決を活性化協議会議決としてR8.1.26付けで国の関係機関へ評価資料の提出を行っている。

(※R6.9.3開催のR6年度第2回活性化協議会にて「佐世保市地域公共交通会議」を活性化協議会分科会として承認済。)

- 活性化協議会が補助対象事業者となるため、地域公共交通会議での議決内容について報告を行うもの。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和8年1月26日

協議会名:佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

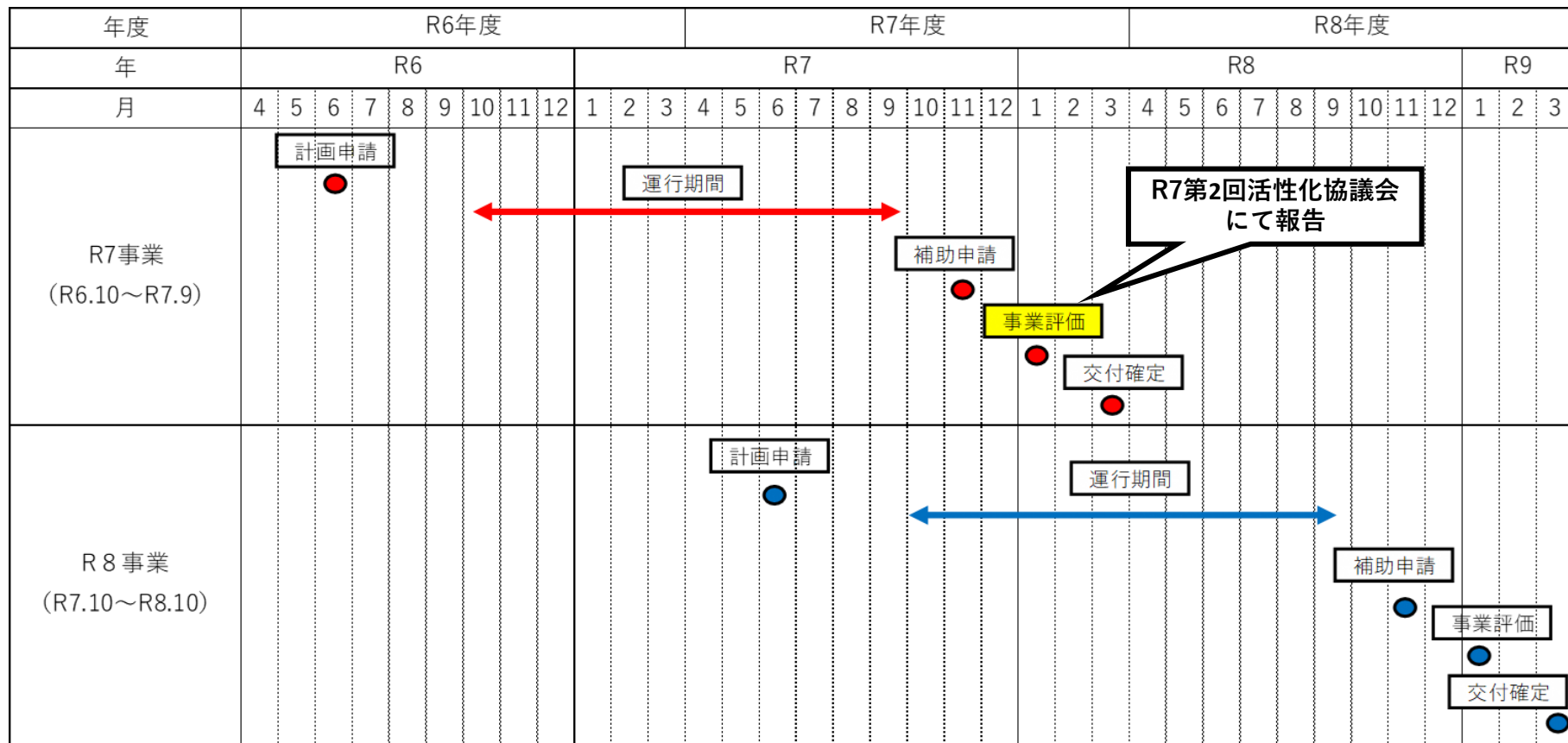
①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会	・岩下洞穴・瀬戸越団地線 【車両減価償却費等国庫補助金交付対象】	・自治会の会議等で周知するなど、沿線町内会を通じたPR活動や専用回数券の継続利用などで、利用者の維持に努めた。 ・水道工事に伴う一部運行ルート・停留所の変更について、該当地域への周知、HPでの周知を実施した。	A 計画通りに事業は適切に実施された。	A ネットワーク計画に掲げた目標「1回当たりの平均乗客数を3.1名以上」に対し、評価対象期間の実績は3.3名であり、目標値を達成した。	・利用者の利便性向上や利用促進のため、地元住民代表と交通事業者、行政による「交通対策協議会」を開催し、利用促進に向けた取り組みを行い、利用者の増加を図る。 ・今後も水道工事に伴う通行止めが予定されていることから、運行ルート等の変更について、該当地域への周知に加え、HPでの周知を実施する。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

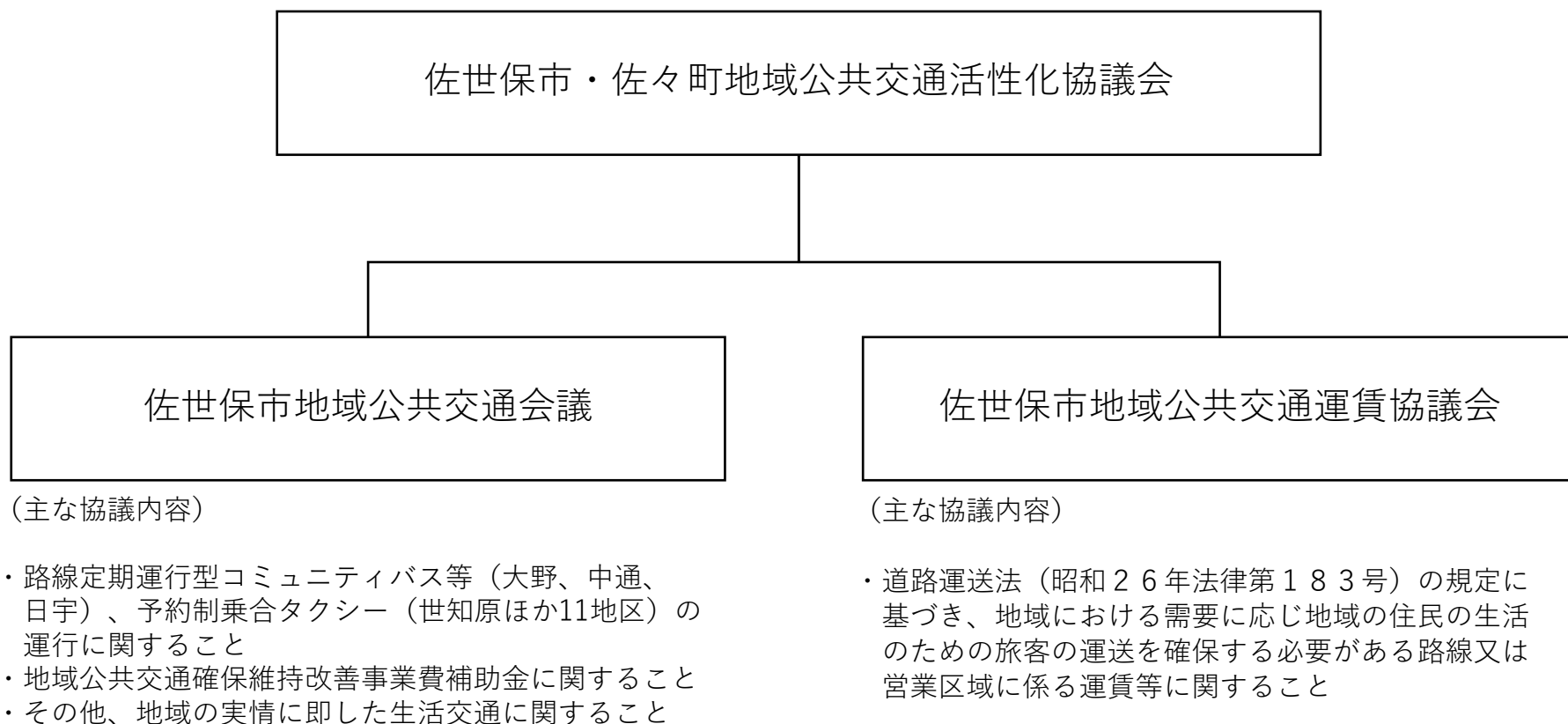
令和8年1月26日

協議会名:	佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	佐世保市は、長崎県北部に位置する県内第2位の規模の自治体で、面積は426.06km²、人口は約23万人、平成の大合併では、周辺6町を編入合併している。 地形的な特徴として、三方を山、一方を海に囲まれた平地が少ない街である。 旧市内中心部では、斜面地にも住宅が密集する所が多いが、道路が狭い等の理由で既存の路線バスが運行できず、人口集積はあるものの公共交通機関が無いという地区が存在する。 本評価対象のフィーダー系統もそうした地区において運行される路線定期運行型の超小型乗合バスで、地区内の幹線バス停までをつなぐことで地域住民の移動手段を確保するものである。 一方、旧市内郊外および合併地区では小規模な集落が散在し、バスを利用したくともバス停までの足が無いという地区が多い。 こうした地区では、既存バス停までの間を、利用者が必要な時だけ運行する予約制乗合タクシーによる対策を実施しており、現在は12地区で運行中である。 佐世保市としては、これら交通不便地区において、自宅から最寄りのバス停までの移動手段を確保することで、交通が不便な地区の住民の移動環境の整備を図ることとしている。

フィーダー補助手続きの流れ



佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会 組織図



【参考】 佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会規約（抜粋）

（分科会）

第11条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 協議会は、分科会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

3 分科会の組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。